

四日市市告示第 572 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 31 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	区域変更前起終点	延長追加区間幅員 延長減少区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	延長追加区間延長 延長減少区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	滝川2号線	滝川町160	4.7	51.4	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する No.1
		滝川町133-2	3.5~12.4	304.8	
		滝川町160 滝川町158	4.0~12.1 4.0~5.2	353.6 100.2	
整理番号	路線名	区域変更前起終点	延長追加区間幅員 延長減少区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	延長追加区間延長 延長減少区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
2	本郷36号線	本郷町1003	3.5~12.4	254.4	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する No.2
		本郷町1003	-	-	
		本郷町1003 滝川町133-2	6.0~8.1 3.5~12.4	20.5 274.9	